



② 交通広場、ローラースケート場

上記南楽園の向かいに建造されたこどもたちのための施設である。夏休みが終わる頃であるため人影がなく閑散としていた。ここでも、本当の自然が豊富にある地域に人造の遊び場を用意することの地域社会の活性化や福祉の向上へのリンクについて考えが及んだ。

併設のローラースケート場の利用者は、平成 16 年度 884 人である。一日約 2 人の利用者である。



③ 南レクオートキャンプ場

30 台程度の車輛がキャンプ場として利用できる施設である。その絶景には感激したが 30 台のオートキャンプ場を増設するために、これほどの施設を用意し、自然環境の中に排気ガスを誘引するような施設を造成・維持することが地域住民の福祉の向上や、地域の発展にどの程度貢献しているかについて疑問を感じたのは事実である。

利用者は開設時の平成 9 年には 3,834 人であったが、その後減退していき、平成 16 年度は 1,482 人となっている。



④ 4 号公園 本干拓地区(津島町) 津島プレーランド

ここには、テニス場、ゴーカート用のサーキット、池、バードアイランドなどがある。テニス場は活用されている。しかし、サーキット(左)上には、台風被害とのことであるが、砂利が広がり、ゴーカート機材も台風による損傷跡を残し、池(右)には苔、水草が繁殖し、ボートに乗れる状態ではなく、正しく「客が少ない→コスト削減から修繕維持を極力抑える→客の減少」という負のスパイラルを実感した。ここでも、当該施設の建造維持と地域社会における福祉の向上へのリンクを実感することは困難であったことを付け加えたい。



⑤ グランド

津島プレーランド近くのグラウンドである。地域の催しがある場合、多くの地域では近隣の小学校等のグラウンドを利用するとのことである。



⑥ 馬瀬・大森山地区(御荘町・城辺町)のロープウェイ

「日本で最長の海を渡る」というキャッチフレーズのロープウェイがある。只、運行維持費と収益のバランスから廃止が確定しているとのことである。



⑥ 5号公園 貝塚地区(御荘町)のプール

訪問したのは9月中旬だったためプールは閉鎖されていた。開設から3年間は(昭和53～55年)11万人の利用者があったが、いまではその半分以下の4万人になっている。高速道路が延長され、従前より交通の便はよくなったはずであるが、利用者は減退の一途を辿

っているのが現状である。



⑦ 7号公園 松軒山地区(御荘町) 展望台

展望台からの景色は格別であった。しかし、年間利用者が **26,043** 人という数値が示すように人影はなかった。展望台からみる景色は確かに素晴らしいが、展望台に上るための道路整備や、スロープカーの整備、スリル満点のジャンボスライダー人造設備との関連、意義が希薄に思えた。

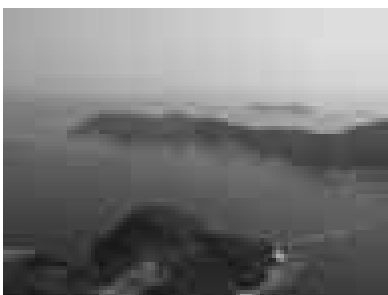


⑧ 5号公園 運動公園

ここには野球もできる多目的広場などがある。年間利用者数は **3** 万人を超えており、開設時から平均して推移している。利用頻度も高いようである。整備は行き届いていた。

⑨ 3号公園 宇和海展望タワー

この **107M**の展望タワーから広がる **360度**の景色(左)は圧巻である。遠く美しき日本の風景が眼下に広がる。回転昇降式展望タワーの利用者は、昭和 **50** 年前半 **10** 万人達する来客があった。しかし、アクセス環境の改善にもかかわらず、利用者は減退し続け、平成 **16** 年には **8** 千人を割り込む結果となっている。減少率 **9** 割である。このような施設であっても、運営継続が必要であり、現地調査した際にも一部改良工事中であった(右)。



以上、長らく現場に趣いて、監査人が肌で感じたことを記述してきた。今一度要約すれ

ば、利用者が減退する一途の施設を造り、維持する必要があるのか、南レクに対する投資目的は地域経済の活性化を通じて地域住民の福祉に寄与することにあつたが、その目的は達成されつつあるのか、目的に対して手段は適切であつたのか、ということである。

さらに、南レクには、41億円に及ぶ未利用の土地がある。詳細はつぎの表のとおりである。今日の貨幣価値に換算すれば、未利用土地に対する実質的な投資額はその数倍に及ぶであろう。なお、時価は不明である。

施設名	所在地	面積(ヘクタール)	取得年月	取得価額(千円)
第1号南予レクリエーション都市公園	津島町	9.7	S48～H1	192,865
第2号南予レクリエーション都市公園	津島町	54.4	S50～S61	788,471
第3号南予レクリエーション都市公園	愛南町	91.5	S50～H4	998,206
第4号南予レクリエーション都市公園	津島町	14.3	S53～S63	1,382,180
第5号南予レクリエーション都市公園	愛南町	2.4	S50～S55	44,718
第6号南予レクリエーション都市公園	日振島	72.2	S53～S60	395,512
第7号南予レクリエーション都市公園	愛南町	83.5	S55～S61	333,093
		328.0		4,135,045

※ 上記表のうち「取得価額」は、各公園別の平均買収単価に未利用地面積を乗じて算出した概算値である。

県によると、41億円もの土地が未利用になっている理由について、地価上昇に伴うコストを削減するために早期取得に取り組んだが、未利用地の計画見直し中に事業が中止されたことによる、との説明である。しかも将来、「実現可能なものから整備に着手する」として、更なる財政資金投下の機会を探っているようでもある。ここには、売却処分 of 意図は必ずしも明らかではない。その契機は、南予地域の活性化のためには当該公園の整備や利用が「重要」、と考えていることにある。それゆえに、一部施設等の市町への譲与を検討しながらも、「効果的で現実的な公園整備を進めてまいりたい。」との強い意思決定に帰結し収斂してゆくのであろう。

他方で、売却処分や他目的利用を躊躇させる重要な要因もある。それは、補助金適正化法による縛りである。すなわち、同法によると売却や公園以外の整備を行う場合には、補助金の返還が義務づけられることになるためである。

もはやここで、当該公園(南レク)施設と地域活性化との関連について繰り返し指摘することは避ける。しかし、補助金適正化法による縛りがあるとはいえ、事業中止の契機に背を向け、南予地域の活性化に当該施設は必要不可欠との思想を基底にしつつ、いま、ふたたび、県はその貴重な財源を南予地域の活性化を標榜しつつ公園の整備事業に注ぎ込む蓋然性が存することに、県民は十分留意しておく必要がある。

ところで、南レク地域の経済事情と福祉施策について指摘しておきたい。

平成17年2月に、愛媛新聞が「南予に吹く風」という特集を組んでいる。この記事を読む限り、南予の経済事情はさうとう苦境に追い込まれていることが伺える。南レクへの数百億円の投資は、本来、南予地域がこのような事情を脱出せしめるためのものではなかったのか。数百億円を投下し、今なお毎年数億円を注ぎ込んでいるのもかわらず、南予地域の経済の維持・発展に貢献していないかと推察するのである。そうであれば、愛媛県民は、目的に対する手段のあり方が適正であるのか否か、あらためて問う必要がある。

南レク事業を企画した昭和40年代には適切であった(はずの)手段は、今日の社会環境下に置いてもそうであるとは限らない。県民国民の嗜好や生活スタイルが大きく変わっているのであるから、当然のことである。少なくとも、上記実態を監査人が視察したところ、今日、当初想定された事実の基礎は大きく変化し、目的に対する手段の合理性に大きな疑問を感じたことを記しておきたい。

つぎに福祉施策についてであるが、南レクの目的は、事業を通じて地域経済の活性化を図り、当該地域の社会福祉を向上せしめることにあった。しかしながら、上述のように地域乃至は地域住民の顔が見えなかった。地域や地域住民がこの施設によってどれほどの福祉、生活向上ができたかを再度考えるべきであると思う。

さらに、土地・建物の章の冒頭で触れた自然環境ということに焦点をおくと、自然再生推進法の法意に基づき、失われた美しき南予地方の本来の自然を取り戻すことが企図されてもよいのではないかと、思慮するところである。愛媛県民は、自ら自然を再生するために、本法律の積極的な活用を検討すべき時期であるのではないかと考えるところである。

監査結果

以上、検討してきたところを整理すると、

- ①目的に対する手段の妥当性に関する再検討、
 - ②指定管理者制度の適切な運用方法の整備、
 - ③環境問題と環境会計への取り組み、
 - ④設備投資・維持と公益性との関係に関して、有効性・必要性および財政運営上の相当性という観点からの見直し、
 - ⑤修繕計画の立案、
 - ⑥未利用土地の処分策の検討
 - ⑦自然再生の可能性の探究、
 - ⑧南予地域の社会権保障のための代替施策の有無の検討、
- が緊急の課題であることを指摘しておきたい。(意見)

教育委員会	保健スポーツ課
愛媛県武道館	

監査人 4 名で武道館の現地調査をしたが、皆一様に「すごい」の言葉がでた。

平成 11 年 12 月のスポーツ振興計画検討委員会の新武道館の整備の在り方について(報告)の冒頭で、「……新武道館は、県が『スポーツ立県』の実現を掲げてから初めて建設するスポーツ施設であり、我々としても、県民に夢や希望を与え、全国に誇り得る“日本一”の武道館をつくろうとの意気込みで積極的に審議に臨んだ。……」とあるが、その意気込みが感じられる建物である。その威容は全国で東京武道館の次に位置するであろうという関係者の言葉を聞くまでもなく、外見、様式、内部、ともに、同報告において述べている「①本県の風土や文化、伝統を踏まえ、武道の殿堂にふさわしい威容を備えた外観・様式とするとともに、周辺の景観との調和に留意すること。②環境に配慮した構造とし、県産材や県産品を可能な限り活用すること。」が実践された建造物であった。

さて、その施設は松山市の所有する松山中央公園の敷地面積 26,485 m²土地に、建物延床面積 17,499 m²の建物を平成 13 年 10 月～平成 15 年 7 月で建設し、平成 15 年 10 月 1 日開館している。



外観



内部

この武道館は松山市姫塚にあった旧武道館が昭和 43 年に建設され、老朽化が進み、又機能面でも不備が指摘され、規模が小さく全国規模の大会が開催できない等状況下で、

- ①国際大会、国民体育大会など全国規模の大会をはじめ各種の武道大会の開催が可能であること。
- ②武道競技者の育成を図るため、日常の練習会場として利用できるほか、武道教室等の開催が可能であること。また、基礎体力の向上のためのトレーニングが可能であること。
- ③武道指導者の養成・資質向上を図るため、武道団体等が実施する各種の研修会等の開催が可能であること。
- ④武道に関する情報の収集・提供を行うものであること。
- ⑤武道以外のスポーツや文化活動、集会など県民のニーズに合わせて多目的に利用できる

こと。

を満たす新武道館の建設を押し進めた結果であった。

建設は、主たる建築主体工事は**6JV**の指名競争入札、設計・監理はプロポーザル方式(象徴性、芸術性、独創性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務を発注する場合に、価格のみの競争ではなく、技術提案書の提出を5つの候補者企業に求め、これを新武道館技術提案書審査委員会が審査して契約者を決定する方式)で行っている。

単位:千円

設計・監理	298,500
建築主体工事	10,477,743
その他工事	705,858
別途製作	1,387,299
計	12,869,100



補強工事痕



県産瓦



県産杉丸太柱

建築主体工事の落札率は95.7%である(この武道館建設工事は後日内部告発により粗雑工事が発覚した。建築を請け負ったJVの施工ミス、設計監理会社の監理が機能しなかったためである。補修強化工事の要請及びその工事内容の検討、損害賠償請求もしており、県としてその後の対処はしているが、プロポーザル方式で選定した業者の監理が不十分であったこと、愛媛県としても職員に監理させていたにもかかわらず発生した粗雑工事であったことから反省点が多いと思われる。

施設の利用状況

総利用者数**353,856**人、1日平均約**1,150**人(休館日除いた1年の開館日数で割ったもの)
施設別では下記のようになる。

平成16年度施設利用状況

施設名	専用使用		共同使用		合計	年間利用率(%)
	日数(日)	使用料(円)	人数(人)	使用料(円)		
主道場	283	28,794,550	6,619	695,350	29,489,900	73.1
柔道場	296	1,759,200	355	52,450	1,811,650	67.6
剣道場	301	1,988,800	321	46,550	2,035,350	81.9
副道場	285	1,336,400	386	47,650	1,384,050	64.2
大会議室	187	2,056,300			2,056,300	45.2
中会議室	249	719,200			719,200	53.9
小会議室	205	154,800			154,800	44.8
トレーニング室			31,695	6,250,800	6,250,800	-
メデイカル チェック			5	15,000	15,000	-
合計	1,806	36,809,250	39,381	7,107,800	43,917,050	61.5

又武道館の金額面での収支は以下のようになっている。

- ・(財)愛媛県スポーツ振興事業団愛媛県武道館への管理運営費(平成16年度実績)

187,936,411 円

- ・県職員派遣費用(平成16年度実績)

54,520,471 円
242,456,882 円

即ち、上記建設時の設備投資コスト 129 億円の他に上記のようなランニングコストの支出を県は余儀なくされている。将来、施設の修理修繕費用もかかってくる。確かに、愛媛県のシンボリック的存在であり、スポーツ振興計画通りのお金をかけた施設ができた。しかしながら、投資効果はどうか? 設備の豪華さという点ではあるにこしたことはないが、例えば、柔道用床転換システムまで導入する必要があったのか当初の設備投資に際して少しでもコストを抑えようとする発想はなかったのか等

監査結果

- ①愛媛県の誇る武道館の建設において、粗雑工事があったことを反省として、施工業者や施工監理者が例え大手であっても県として工事監理を徹底する必要がある。県は今まで国の作成している工事監理指針、共通仕様書でその施工状況をチェックしていたが、現在「工事監督マニュアル」を作成し、これを試用しているとのことである。いずれにせよ、県独自で責任をもって監理し、且つ後からその監理の状況が判断できる資料を作成することが必要である。(意見)
- ②武道館は上述のようにすばらしい愛媛県を代表する施設である。しかしながら、129 億円の設備投資がかかっている。減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省令)によると体育館施設の場合 57 年の耐用年数となっている。そこで簡単に年数で割ると、2 億 2 千 6 百万円/年の出費となる。一方その維持運営に関して平成 16 年度実績で 2 億 4 千 2 百万円程の経費がかかり、使用料収入は 44 百万円というのが現実である。時間や負担する世代を考慮に入れないとすると、愛媛県民は武道館のために毎年、2 億 2 千 6 百万円+2 億 4 千 2 百万円-44 百万円=4 億 2 千 4 百万円のコストをかけていることになる。

指定管理者制度により経費圧縮できるといっても、従来と同じ委託先である(財)愛媛県スポーツ振興事業団が管理運営を行うわけで、大きな経費削減は望めない。

もちろんその運営は委託先の手腕にかかっているのであるが、使用料収入のアップ、経費削減について数値目標を明確にして毎年の赤字幅を減少させていく方法をとる必要がある。さらには武道館を武道にかかわりのない人々にも知らせ、その利用を掘り起こす努力をさらに期待したい。(意見)

6. 重要物品

教育委員会	松山商業高校
電子計算組織	105,890,000 円
日本語ワープロ活用学習システム装置	19,800,000 円
LL 設備	12,150,000 円

本年度の監査は、松山商業高校の全容について検討することを課題とはしていない。監査の対象は重要物品である IT 関係をめぐる設備投資についてのみである。まずは、商業高校のコンピュータールームの写真をみていただきたい。左である。右側の写真は LL 教室である。



[電子計算機械実習室]



[LL 教室]

上記新コンピュータールームは、平成 14 年 3 月に整備されたものであって、電子計算組織(システム)等に対する投資額は 1.1 億円に及ぶ。投資目的はいうまでもなく、情報技術の習得であって、正当なものと評価できる。また、当該目的に対してパソコンルームを用意することは適切な手段と認められる。

そこで、問題とされるべきは投資価額である。入札ではあるが、個別明細をみると若干割高であるように思える。すなわち、個人が購入する場合とおおよそ同額であって、大量導入という規模の経済による効果が見受けられないからである。(入札に関する事項は全般的事項で述べている。)

さて、対象とする資産のうち(1)電子計算組織 105,890 千円と(2)日本語ワープロ活用学習システム装置 19,800 千円の入札結果はつぎのとおりである。

(1) 電子計算組織について

	物品名	入札・見積 もりの日時	予定価格(税 込, 千円)	落札金額(税 込, 千円)	落札率	落札業者	備考
1	パソコンLANシステム装置(A)	H13.1.29	9,644	9,607	99.62%	M社	
2	パソコンLANシステム装置(B)	H13.2.9	7,995	7,823	97.84%	M社	第2回入札に より確定
3	電子計算組織 端末装置(A)	H14.1.30	9,083	8,904	98.03%	M社	
4	電子計算組織 端末装置(B)	H14.2.6	9,187	8,820	96.01%	M社	
5	電子計算組織 処理装置	H14.1.23	8,437	8,421	99.81%	M社	
6	電子計算組織一式	H6.2.28	60,000	59,946	99.91%	M社	第2回入札に より確定
	入札分計		104,346	103,521	99.21%		
6	パソコン机	H13.2.20		1,329		M社	見積もり
7	光磁気ディスク装置	H14.3.6		755		M社	見積もり
8	プリンター関係	H13.2.22		231		M社	見積もり
9	TISP機材	H6.3.14		54		M社	見積もり
	見積もり分計			2,369			
	合計			105,890			

(2) 日本語ワープロ活用学習システム装置について

	物品名		予定価格(税 込, 千円)	落札金額(税 込, 千円)	落札率	落札業者	備考
	日本語ワープロ活用学習システム装置	H10.3.5	19,800	19,530	98.64%	M社	
	プリンター関係	H10.3.13		270		M社	見積もり
	合計			19,800			

まず注目すべきは、種々の事情はあろうが、入札が複数に分割されているケースがあることである。たとえば、パソコンLANシステム装置は、同じ会計年度(平成12年度)であるが2つに分割されている。電子計算組織端末装置と処理装置についても同様である。入札等を分割することにより、個別の仕入価額が上昇することは、経済実態として周知のところであるし、また、日本道路公団をめぐる入札分割(例えば、第2東名高速「富士高架橋」工事の分割発注、平成17年7月29日の日本経済新聞等)について、重要な問題が指摘されたところは記憶に新しい。

ところで、監査人が往査したところ、廃棄を待つ旧型のパソコンが教室内に並べられていた。平成5年度整備のものである。